

改正

平成19年3月31日告示第58号
平成21年4月1日告示第98号
平成24年6月25日告示第180号
平成27年4月1日告示第111号
平成28年4月1日告示第98号
平成29年7月14日告示第274号
平成31年4月1日告示第95号
令和6年3月14日告示第107号

長浜市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市防犯の推進に関する条例（平成18年長浜市条例第86号）第10条の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。）による傷害又は死亡をいう。

2 この要綱において「傷害」とは、医師の診断により、全治1か月以上のものをいう。

3 この要綱において「市民」とは、犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者とする。

4 この要綱において「見舞金」とは、傷害見舞金及び遺族見舞金をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪被害を受けた市民（以下「被害者」という。）があるときは、この要綱の定めるところにより、被害者に対し傷害見舞金を、遺族に対し遺族見舞金を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の額)

第5条 見舞金は、一時金とし、その額は、次のとおりとする。

(1) 傷害見舞金の額は、100,000円とする。

(2) 遺族見舞金の額は、300,000円とする。

(見舞金の支給に関する特例)

第6条 既に傷害見舞金の支給を受けた者が犯罪被害を受けた日から2年以内に当該犯罪行為による傷害により死亡した場合は、遺族見舞金の額から既に支給した傷害見舞金の額を差引いた額を遺族見舞金として支給する。

(見舞金を支給しない場合)

- 第7条** 犯罪行為が行われたときにおいて、当該被害者又は当該被害者に係る第4条の第1順位遺族（当該第1順位が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、見舞金を支給しないものとする。
- (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 - (2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 - (3) 3親等内の親族
 - (4) 同居の親族
- 2 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、見舞金を支給しないものとする。
- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
 - (2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、その他被害者にもその責に帰すべき行為があったとき。
 - (3) 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為
- 3 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、見舞金を支給しないものとする。
- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと（その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。
 - (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
- （見舞金の支給申請）
- 第8条** 見舞金の支給を受けようとする被害者又は遺族は、市長に申請するものとする。
- 2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したときは、することができない。
- （傷害見舞金の申請）
- 第9条** 傷害見舞金の支給について、前条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、傷害見舞金支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- (1) 身体上の傷害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書又はその写し
 - (2) その他市長が必要と認めた書類
- （遺族見舞金の申請）
- 第10条** 遺族見舞金の支給について、第8条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族見舞金支給申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類に相当するものを他の公的機関から取得できる場合は、その限りでない。
- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
 - (2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 2 前項の規定に関わらず、第1順位遺族が2人以上いる場合で、そのうちのいずれかの第1順位遺族に対し、既に遺族見舞金を支給しているときは、当該第1順位遺族以外の者は、当該被害者に係る遺族見舞金の支給を申請することはできない。
- （認定）
- 第11条** 市長は、第8条第1項の申請があった場合には、速やかに審査のうえ、支給の適否を決定するものとする。
- （見舞金支給審査会）
- 第12条** 市長は、前条に規定する認定について、適正かつ円滑な運用を図るため、長浜市犯罪被害者等見舞金審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。
 - 3 会長は副市長を、副会長は市民協働部長をもって充て、委員は関係部課長のうちから市長が任命する。
- （見舞金の審査結果通知）

第13条 市長は、見舞金の支給に関する審査を行ったときは、速やかに犯罪被害者等見舞金審査結果通知書（様式第3号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金を受けた者がいるとき、又は見舞金の支給後において、第7条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその者から返還させるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成19年3月31日告示第58号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第98号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日告示第180号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第111号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第98号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月14日告示第274号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の長浜市犯罪被害者等見舞金支給要綱の規定は、平成29年4月1日以後に発生した犯罪被害について適用する。

附 則（平成31年4月1日告示第95号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日告示第107号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所
氏 名 (※)
電話番号 ()

長浜市犯罪被害者等見舞金支給要綱第9条の規定により、傷害見舞金の支給を申請します。

被害者	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日
	住 所	
被害を受けた日		年 月 日
被害を受けた場所		
警察署の受理年月日		年 月 日 受理番号
その他参考事項		
添付書類 医師の診断書・その他 ()		

なお、傷害見舞金の支給に係る審査等において、市長が戸籍、住民票等を閲覧し、及び取得することに同意します。

申請者氏名 _____ (※)

(※)本人が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第2号（第10条関係）

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所
氏 名 (※)
被害者との続柄
電話番号 ()

長浜市犯罪被害者等見舞金支給要綱第10条の規定により、遺族見舞金の支給を申請します。

被害者	氏 名	男・女		
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
被害を受けた日 年 月 日				
被害を受けた場所				
警察署の受理年月日 年 月 日 受理番号				
その他参考事項				
他順 の位 第遺 一族	氏 名	被害者との続柄	住 所	
添付書類 被害者の死亡診断書又は死体検案書・内縁関係の事実が認められる書類 その他 ()				

なお、遺族見舞金の支給に係る審査等において、市長が戸籍、住民票等を閲覧し、及び取得することに同意します。

申請者氏名 _____ (※)

(※)本人が署名しない場合は、記名押印してください。

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

長浜市長

犯罪被害者等見舞金審査結果通知書

年 月 日付けで申請がありました傷害見舞金・遺族見舞金につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給します

見舞金の額 円

2 支給できません

理 由